

平成 28 年（行ウ）第 84 号  
大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償請求事件  
原告 光城 敏雄 外4名  
被告 大東市上下水道事業管理者

平成30年6月22日

## 最終準備書面

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市

(主任) 弁護士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告は証拠調べの結果を踏まえ、主張整理案の争点に関し、以下のとおり最終の弁論を準備する。

### 記

#### 1 争点①（請求3～6）について

本件請求3～6は、実質的には財務会計上の行為である本件原契約を違法としてその是正を求めるもので、同契約の違法な締結に基づいて発生する損害賠償請求権の行使を怠る事実（不真正怠る事実）を対象とするものであり、本件原契約の締結日である平成25年10月15日から監査請求期間の1年を経過した後の同28年1月8日に監査請求がなされているので、適法な監査請求が行われていない。また、原告光城敏雄が、本件工事に関する一連の資料を入手したのは平成27年2月27日であり、本件監査請求はそれから10か月以上経過しているため「正当な理由」も認められない。

#### 2 争点②（請求1, 2）について

原告らは、本件入札が「地域要件型」を導入しているのは、一般競争入札から著しく逸脱するものであるとか、入札に参加した三住建設、補助参加人新田工務

店、岡本建設、富田建設らの関係、近時の入札状況等から談合によるものであると主張する。しかし、事後審査型制限付一般競争入札（地域要件型）は国や地方公共団体において採用されている一般的なものであるし、入札参加資格における総合評定値も当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する業者の経営状況、業務遂行能力等を総合考慮して設定したものであって、一般的なもので不合理なものとはいえず、近時の入札状況が異常に高い落札率である点（75.3%は機械設備工事のもので比較の対象にするのは相当でない）も、東日本大震災の影響による人件費、資材価格の高騰などにより、入札が不調、不落になる事態が他の地方公共団体などにおいても発生していた状況にあったことからすれば、本件入札は特段不自然ではなく、原告らの本件入札が談合によるものであるとの主張は失当である（乙48）。

3 争点③（請求1, 2）について

原告らは、談合により大東市に生じた損害の有無・額について、北条西小学校跡地活用機械設備工事における落札率75.3%を根拠に予定価格の80%が正当な競争により想定される落札額として、三住建設が落札した価格との差額2340万8700円、また、随意契約の方法で行われた本件原契約の変更による増額分1002万0660円（消費税含む）は、正当な競争入札によれば80%を下回っていたと想定されるとして落札額との差額200万4132円、が各々損害額である旨主張する。しかし、そもそも前記のように75.3%は機械設備工事に関するもので本件建設工事の場合に参考にすることは相当でないし、変更による増額分が20%下回るとの主張にも合理的根拠を見出すことのできない失当なものである。

4 争点④（請求1, 2）について

本件入札にはそもそも談合が存在しないから、原告らの主張は失当である。

5 争点⑤（請求1, 2）について

(1) 原告らは、

- ① 本件入札の公告後の平成25年9月25日関西コンサルタントより本件設計書から本件建築付帯設備工事（以下、本件付帯設備工事）が漏れている旨の報告を受けていたのであるから、被告は入札公告の内容を主要な部分である本件付帯設備工事を追加変更する必要があったにもかかわらず、公告内容を変更せずに本件入札を実施し地方自治法第234条1項により本件原契約を締結したのは違法である、
- ② 入札参加予定者は、入札金額の積算をする場合、設計図を「正」として入

札対象となる工事内容を把握し、設計書は積算において設計図を補充するための資料にすぎず、三住建設ほか3社は、本件付帯設備工事が含まれている本件設計図(乙43)を「正」とし、本件付帯設備工事を含む工事として積算し入札に参加したものであり、一般的に、設計図に含まれているのに設計書には記載のない工事について、入札対象としないのであれば、本件設計書に「別途とする」等記載することになるのにその旨の記載もないことからすれば、三住建設ほか3社は本件入札には本件付帯設備工事を含むものとして入札に参加しているはずであり、同工事について随意契約を締結することは二重に請負代金を支払うことになるので本件原契約の変更は違法である、

- ③ 被告主張のように本件付帯設備工事が入札予定価格に比し少額であることから大阪府のガイドライン(乙39)を参考に随意契約を締結することは、本件付帯設備工事の価格は適正さが必要であるので、入札予定価格との比率を問題にする余地はなく、そもそも同工事は入札時に含まれていないのでガイドラインの予定する事案に当てはまらない、  
旨主張する。

- (2) しかし、①の点は、関西コンサルタントから本件付帯設備工事が漏れている旨報告を受けてから本件入札の実施日まで土曜日、日曜日を含め6日しかない状況の中で、本件付帯設備工事は本件工事の主要部分ではなく、その概算額が400万円から500万円程と予想され、入札予定価格の2.6～3.3%程度にすぎないこと(被告本人調書9頁)、本件入札の落札者が決定した後、本件付帯設備工事に関し随意契約を締結することは、前記大阪府ガイドライン記載の随意契約を締結することが一般的に認められる事例に該当すること(乙39の8～9頁の「本体工事と密接に関連する付帯的な工事」「他の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事」参照。被告本人調書8頁)競争入札による煩雑さ、経費の増加及び相手方の決定の長期化(乙39の9頁1行目「イ」参照)等からすると、競争入札にすることが必ずしも有利になるとは限らないことなどから、本件入札を続行することに問題はないと判断し実施したので何ら違法でない。

②の点は、入札参加者が入札時に購入する設計書(乙42)には詳細な数量、材料名、工種等が記載されており(被告本人調書17頁の「設計書の方には数量とか皆書いてますんで。」参照)、入札時に当たっての積算は設計図面(乙43)から金額を拾うより、設計書から順次、項目によって金額をはじき出すのが実務的で一般的であること(被告本人調書6頁参照。設計書は設計図の補

充資料にすぎない訳ではない), 実施要領(乙3)の入札参加予定者が承知している予定価格148,820,000円は本件付帯設備工事が漏れたものを前提にした価格であること(乙16参照), 本件設計書(乙42)に本件付帯設備工事について「別途とする」等の記載がないことも本件付帯工事部分が抜けているか否かについて入札参加予定者から質問がなかったこと, 等々からすれば三住建設ほか3社が本件入札には本件付帯設備工事を含むものとして入札に参加したと推認することは合理的ではない。

③の点は, 本件付帯設備工事価格の入札予定価格(148,820,000円)との比率を考慮することは, 本件入札公告時の入札予定価格が本件付帯設備工事が抜けていた以上, 同付帯設備工事が全体工事の中で主要部分か否かを判断するうえで重要な要素であることからして原告らの指摘は失当であり, 本件付帯設備工事の随意契約はガイドラインの予定する事案に当てはまらないとある点は前記①において主張したとおり誤りである。

#### 6 争点⑥(請求1, 2)について

本件付帯設備工事に関し, 随意契約を締結することによる本件原契約の変更は何ら違法なものではなく何ら損害は生じていない。

#### 7 結語

以上の次第であるので, 原告らの本訴請求はいずれも根拠のないものであるので, 請求3~6について却下, 請求1, 2について棄却の判決を求める。

以上